

役員報酬等規程

平成 8年12月25日：施行
平成19年 4月 1日：最終改正

(目的)

第1条 この規程は、熊本県信用保証協会の理事および監事（以下「役員」という。）の報酬ならびに賞与等に関して必要な事項を定める。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤役員の報酬は、理事会に諮り会長が定める。

(賞与等)

第3条 常勤役員の賞与および通勤手当は、職員の給与に関する規程に準じて支給する。

(非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員の報酬は、理事については月額1万5,000円、監事については月額1万円とする。

2 支給方法は、年2回とし、1月から6月までの報酬については6月および7月から12月までの報酬については12月にそれぞれ一括して支給する。

附則 この規程は、平成8年12月25日から施行する。

附則 この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附則 この規程は、平成13年4月2日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年10月19日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。